

令和4年度 事業計画 (案)

1. 基本方針

- (1) 療養給付費は、令和3年度支出見込費用額(3,774,417,465円)の8%増で推計し積算した額とする。
なお、前期高齢者は5%増で積算する。
- (2) 後期高齢者医療制度による、後期高齢者支援金・前期高齢者納付金については、国の指示係数により積算額を拠出いたします。
- (3) 保険料基礎賦課額は、医療保険料・後期高齢者保険料・後期高齢者支援金保険料・介護保険料・共済事業保険料の値上げはせず、全て前年と同額です。
なお、令和3年度決算において剰余金が生じた場合は、令和4年度への繰越金として、全額繰越いたします。
- (4) 特定健康診査・特定保健指導については、引続き計画的に対応して行きたい。
- (5) マイナンバー制度については、国の指示に従って対応いたします。
- (6) 保険給付費以外の一般諸経費については、極力節約に努め引続き組合の健全なる運営を期する。

2. 事業実施事項

- (1) 療養の給付(現行通り)
保険給付の割合は、組合員(第一種)・准組合員・家族、入院・入院外とも7割。
- (2) 自家診療の規制(現行通り)
自家診療については、規約第15条及び保険給付規程第6条の規定に準拠し給付を行わない。
なお、新たな疑義があるときは、理事会に諮り決定する。
- (3) 任意給付費(現行通り)
 - イ. 出産育児一時金 被保険者が出産したときに42万円を支給する。
 - ロ. 出産手当金 准組合員が出産後その育児を行うとき90日間を限度に、日額3千円を支給。
 - ハ. 葬祭費 被保険者が死亡したとき、次の区分により葬祭費を支給。
 1. 組合員(第一種) 50万円
 2. 准組合員 30万円
 3. 家族 20万円
 - ニ. 葬祭一時金 組合員(第一種)が組合に加入後2ヶ年を経過し、傷病手当金の支給を受けずに死亡したときに、葬祭一時金を支給。
 1. 組合員(第一種) 30万円
 - ホ. 傷病手当金
 1. 組合員(第一種)が傷病のため入院又は自宅療養をしたとき。

入院	日額 1万円
自宅療養	日額 5千円を傷病手当金支給規程により支給する。
 2. 准組合員 日額 4千円 入院に限り入院した日より支給する。

(4) 保健事業について

イ. 健康事業

健康保持増進の一環としての「歩こう運動」は、新型コロナウイルス感染症が沈静化するまで中止します。

ロ. 健康推進事業

被保険者等の疾病構造（被保険者の年齢別、地域別、男女別、被保険者区分別）の把握統計調査を行う他、長寿（満70歳）等のお祝い記念品を贈呈する。

なお、予期せぬ新たな疾病等が発生した場合は、理事会に諮り対応を検討する。

ハ. 検診（健診）事業等

保険者に義務づけられた特定健康診査・特定保健指導は引続き実施いたします。

また、従前の組合員（第一種・第二種）及び組合員の配偶者並びに准組合員を対象とした健康検診は引続き実施いたしますが、特定健康診査と調整して実施したい。

二. 保健事業

1. 後期高齢者組合員（第二種）が傷病のため、入院をしたとき

傷病見舞金として 入院 日額 5千円を支給する。

2. 後期高齢者組合員（第二種）が死亡したときは、その遺族に対し、

死亡見舞金として、30万円を支給する。

ホ. 共済事業（保養事業）

被保険者等が別途負担する共済会費を財源として、被保険者等が保養のため、組合と契約する業者を通じて旅行をする時に、一定の補助金を支給する保養事業は令和4年度も引続き実施する。

また、被保険者等が疾病のため入院し、保険給付等を受けた際の一部負担金相当額等の還付についても引続き実施する。

さらに被保険者等を対象とした福利厚生事業も引き続き実施する。

(5) 医療費通知の実施

令和4年度においても、被保険者に1年分の通知が届くことを目標に実施する。

3. その他必要事項

組合の令和4年度の予算は、約80億9千410万円となっているが、その内国庫より助成を予定している補助金は約7億5千28万円で、これは単年度歳入額の約9.3%を占めており、保険料収入に次ぎ最も重要な財源である。

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、従来32%であった国庫補助率は、平成28年度から令和2年度まで毎年3.8%ずつ引き下げられており、今年度も13%となる。それに加え、特定被保険者に対する後期高齢者支援金と介護納付金の国庫補助金はゼロになっている。これらの補助金の消滅は特定被保険者が年々増加している現状では、定率国庫補助金は更に減額されていくことになる。さらに昨年4月に開催された財政制度等審議会財政制度分科会では、所得水準の高い国保組合の定率補助金廃止について言及がなされており、予断を許さない状況となっている。今後もこの補助金問題については注視し、組合の事業運営上、最も重要な財源である補助金確保のため、全医連や三師会、また全協等の関係団体等と連携して、より一層強力なる運動を行う必要がある。